

PTA 慶弔に関する規定

児童、会員、会員の配偶者、親子などの慶弔に関しては次の規定による。

- (1) 児童、会員が死亡した場合。 5,000 円
- (2) 会員が火災その他の災害にあった場合。 5,000 円

※上記規定以外の場合及びこの規定による場合でも、特別の場合は本部役員に一任する。

※この規定による慶弔については返礼を行わない。

※規定の変更は役員会にて協議、決定することができる。

表彰規定

次の時に記念品を贈り、感謝の意を表す。(感謝状)

- (1) 会長、副会長が任期を終了したとき。
- (2) 学校教育に対し、顕著な貢献をされたとき。

本部役員の内規

本部役員を務めた場合の以後の役割免除については、次の通りとする。

- (1) 2018 年度以前の旧本部役員→本部役員を引き受けた翌年から 5 年間免除。

→免除後は協力委員のみ対象

※クラス役員は免除

※地区理事・卒対委員は免除対象ではない

- (2) 2019 年度以降の旧本部役員→本部役員を引き受けた翌年から 3 年間免除。

→免除後は協力委員のみ対象

※クラス役員は免除

※地区理事・卒対委員は免除対象ではない

※ただし(1)、(2)において、クラスの人数が少ない場合は、この限りにあらず。

年度途中の会費の取扱内規

・年度途中で、転出入による入会、退会については、学期単位で会費を徴収する。

- (1) 1 学期末で退会した場合：8 月、9 月分の 1,000 円を返金。

- (2) 2 学期末で退会した場合：1 月～3 月分の 1,500 円を返金。

- (3) 2 学期初に入会した場合：9 月分の 500 円を徴収。

- (4) 3 学期初に入会した場合：1 月～3 月分の 1,500 円を徴収。

- (5) 学期途中での入退会は、当該学期末での処理とする。

・年度途中、任意での退会については、教育環境援助金費を徴収する。

- (1) 該当年度、残り月数×500 円とする。